

資本・利益概念の再検討 —Canning の学説と現代会計の課題—

山 田 純 平

1. 問題の所在

財務諸表の構成要素の定義を見直す作業は、海外の会計基準設定主体のなかでも重要なトピックになっている。これまでのところ、初めに資産や負債を定義し、それらの定義から資本や利益を導き出すというアプローチは維持されている¹。

具体的には、資産は「将来の経済的便益」、負債は「将来の経済的便益の犠牲」と定義された後に、資本²は「資産から負債を控除した差額」とされる³。そのうえで利益は、「(株主との取引を除いた)資本の増分」と定義される。上述した資本の定義から期首分と期末分の資本を算定し、両者の差額のうち、出資や配当などの株主との取引を除いた金額が利益ということになる。

こうした資本や利益の定義付けは、一見すると初歩的な概念を問題としているだけのようにも思える。しかし実際には、これらの概念の定義が会

計基準の内容を大きく動かし、そこで得られる測定値に影響を及ぼしている。たとえば、負債と資本の区別をめぐる議論や純利益と包括利益による業績測定の問題などは、資本や利益の定義付けと密接に結びついている。

ここでは、米国財務会計審議会（FASB）のなかで出された、現在の資本や利益の定義付けに対する有力な反論を取り上げる。FASB 委員の Botosan は、構成要素の定義を見直す公開草案のなかで、以下のような反対意見を述べている。

現在の資本の定義について、次のようにコメントしている。「“資産から負債を控除した金額”とする〔資本の〕定義は、基本的な会計等式から導き出された数学的な関係を述べただけで、持分の概念的な定義からかけ離れてしまっている。…〔資産や負債と同様に、〕残余請求権という基礎となる経済的な概念に依拠して、持分を定義付けすることにより、基準設定においてより強力なツール

¹ IASB [2018], FASB [2020] を参照。ただし日本の「討議資料 概念フレームワーク」だけは異なる建付けとなっている。

² 資本、(所有者)持分、純資産という用語は、本来は異なる意味ではあるが、本稿ではどれも同じ意味のものとして扱うことにする。

³ 資本は「残余請求権」としての意味を持つといわれるが、非支配株主持分や新株予約権が資本に入れられることにより、その意味は失われつつある。

となりえるであろう（〔 〕内筆者；以下同様）
（FASB [2020] para. BC 4.47）。このように、資産と負債の定義から機械的に導かれた持分（資本）の定義は、現在の基準設定において不十分であり、残余請求権のような経済的な概念に依拠した定義付けをすべきだとする。

また利益についても Botosan は次のようなコメントを加えている。「〔所有者との取引を除いた資本の増減であるとする包括利益の〕定義は、包括利益の概念的な定義からかけ離れてしまっている。…経済的所得という基礎となる経済的な概念に依拠した包括利益の定義付けにより、基準設定においてより強力なツールを得られるであろう」（FASB [2020] para. BC 4.48）。資産と負債の定義から従属的に利益を導くというだけでは不十分であると述べている。

現在の会計基準では、資産や負債を公正価値で評価替えした結果として生じる評価差額が、包括利益のなかのその他の包括利益に入れられることが多い。しかし、Botosan によれば、現行の定義にはこのような評価差額が包括利益として認識されるのかどうかを決定するフレームワークが存在しないという⁴。

たとえば、金融負債の信用リスクに起因する公正価値の変動は、現行の米国基準では、純利益とは別にその他の包括利益として包括利益のなかに含まれている。しかし、この処理には概念的な

基礎がないとしている。そこでは、資産と負債の差額として算定された持分の増分が（包括）利益になるというメカニズムに依拠するだけで、包括利益に規範的な定義を与えてしまっている。したがって、現在の包括利益の定義を見直すことにより、包括利益として認識すべきかどうかを検討することができるようになるという⁵。

このように、資産や負債の定義から資本や利益の概念を導くだけでは不十分であり、経済的な概念に依拠した資本・利益概念を再検討しなければならないという意見が基準設定主体のなかからもあがっていることは注目される⁶。しかし、この意見では、経済的な概念に基づいて資本や利益を定義付けすべきであるとはいうものの、それらがどのような概念であるのかについては具体的に述べられていない。また、そのような資本・利益概念が資産や負債などの財務諸表の他の構成要素とどのような関係にあるのかも明らかではない。

そこで本稿では、現行の概念フレームワークを離れて、経済的な概念に依拠した資本・利益概念とは何か、またその資本・利益概念がそれ以外の財務諸表の構成要素（とりわけ資産や負債）とどのような関係にあるのかについて考え直してみたい。その際、主として Canning [1929] の論旨を検討しながら、それにてらして現在の海外における概念フレームワークとの差異と共通点を考えることにする⁷。

⁴ 包括利益のうち、情報価値のある部分だけを純利益として抜き出し、その他の包括利益を純利益から区分する方法もあるが、ここでは Botosan は包括利益の定義自体を見直すことを提案している。

⁵ Botosan は別の論文で、金融負債の時価評価差額を包括利益に入れられないのは、そのような場合に残余請求権者の価値が減少しているからだとしている。金融負債から時価評価益が出るのは、金融負債の公正価値が減少するときである。しかし、このとき残余請求権の価値も減少しているので、包括利益が増加するというのは誤っているとしている（Botosan [2019]）。ここでは、現行の概念フレームワークによる資本や利益の定義とは異なり、（包括）利益は残余請求権の価値の変動に基づいていると考えられる。

⁶ すでに日本の学界では、現在の会計基準において「資本・利益のレリバンス」が欠如していることが指摘されている（斎藤 [2019]、斎藤 [2020]）。

2. Canningの学説と概念フレームワーク

本稿でCanningを取り上げるのは、第一にCanningが「経済的な概念を会計理論の評価に取り入れた最初の試み」(Beaver [2000] p. 485)とされるからである。Canningより以前の会計学者は、経済学との接点を持って検討することは少なかった。それに対して、統計学者でもあったCanningは、会計実務と経済学との関係について論じた。そのため、Canningの考え方を検討することは、経済的な概念に依拠した資本・利益概念を考え直す際の手がかりとなるであろう。

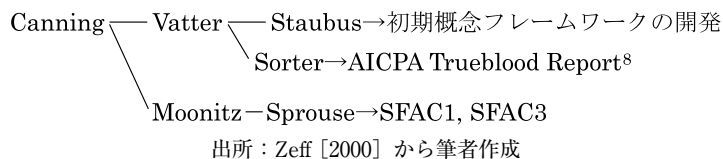
第二に、Canningで取り上げられた問題は、現在の概念フレームワークでも同じように議論されているからである。たとえば、Canningのなかでは「資産とは何か」、「負債とは何か」、「純利益とは何か、純利益はどのように測定されるべきか」といった問題が取り上げられている(Beaver [2000] p. 485)。これらの定義付けがどのようになされているか、あるいはそれぞれの定義がどのような関連性を持っているかは、現在の構成要素の定義付けを考え直すうえでも有益であろう。

次に、Canningの考え方が会計基準にどのような貢献を果たしたかという点を見ていきたい。Canningの考え方のうちで、現在に最も大きな影

響を与えているのは、資産の定義である。Canningは資産を「将来の期待されたサービス」(Canning [1929] p. 22)と定義した。この定義はVatterやMoonitz等を通じて、現在の資産の定義に影響を与えたといわれている(Zeff [2000])。

前者のVatterは、「資産とは、物質的なもの、法的権利、現金の請求権ではなく、サービスポテンシャルズ(将来の潜在的な用役)」であると定義した。この定義はCanningの資産の定義を現代化したものとされる。このVatterの資産の定義は、彼に影響を受けたStaubusに引き継がれた。StaubusはFASB初期の概念フレームワーク開発に影響を与えたといわれているので、Canningの資産の定義は現在の概念フレームワークにも引き継がれているとみることができる。

もう一方のMoonitzは、文献上はCanningに言及することはなかったものの、彼の考え方に影響を受けていた。Canningの考え方は、大学の同僚でテキストの共著者であったStaeblingを通じて、Moonitzに影響を与えたといわれる。さらに、このCanningに対する評価は、Moonitzと大学の同僚であったSprouseに伝わり、SprouseとMoonitzの共著であるARS No.3における「資産とは期待される将来の経済的便益」という定義に表れている。このARS No. 3の資産の定義が現代のFASBやIASBの概念フレームワークに強



⁷ 以下、特に断りのない限り、Canningの記述は、Canning [1929]によるものとする。彼は、Canning [1929]を出版した後は、本稿で扱うような構成要素の定義を検討することはなくなったため、この書物がもっとも彼の考え方を表していると考えられる。

⁸ なお、Vatterに影響を受けた人物としてもう一人、Sorterがあげられる。SorterはAICPAのTrueblood Reportを通じて、財務報告の目的のとらえ方に影響を与えたといわれているが、ここでは財務諸表の構成要素を取り上げているので省略している。

く影響を及ぼしている（前頁の図を参照）。

以上のように、Canning の考え方は、とりわけ FASB の資産の定義に強い影響を及ぼしたと考えられる。そのため、上述の Botosan も「資産と負債の定義は、経済的資源と経済的義務という経済的な概念に依拠している」（FASB [2020] para. BC 4.47）と現在の定義を肯定的にとらえている。その一方で、上述したように、FASB の資本や利益の定義は経済的な概念からかけ離れていくとされる。そこで、Canning のなかで、資本や利益の概念がどのように取り上げられていたかとともに、それらの概念が他の構成要素とどのような関係をもって取り上げられてきたかをみていくことにする。

3. 資産・負債・資本の意義

Canning は、バランスシートの検討を加えるにあたって、最初に資本等式の意義を取り上げている。「資産－負債＝所有者持分」という等式について「とりわけ経済学者は、この等式の意義が理解できていないことが多い」という（p. 11）。ここで Canning は「〔資産・負債・所有者持分の〕それぞれの用語が表す金額が独立して決定されるのか、それとも先に決定された金額から導かれて、ある 1 つ（あるいはそれ以上）の項目の金額が算定されるか⁹」という問題を提起している。資産・負債・所有者持分の金額がそれぞれ独立して決定された結果として資本等式の関係になるのか、それとも 1 つあるいは 2 つの項目が決定された後に残りの項目が従属的に導かれて資本等式の関係と

なるのかということである。

現在でも、資産－負債＝所有者持分（ $A - L = E$ ）のもとで、E が独立した意味を持つのか、それとも E は従属的に導かれた単なる差額なのかということが問題とされる。E に所有主の企業に対する持分というような積極的な意味を持たせるのかどうかということである。本節では、こうしたバランスシートのなかで資本が持つ意義に特に注目しながら、Canning の記述をみていきたい。

3-1. 資産と総所有者持分の関係

上述したように、Canning は資産の定義にとって最も重要な属性は「将来の期待されたサービス¹⁰」であるとした。現在では、資産を定義付けることは当たり前のように行われているが、当時の会計人のほとんどは資産という用語に意味を与えようとはしていなかった（p. 13）ため、Canning の資産の定義は画期的であったのであろう。

ただし、「将来の期待されたサービス」といっても、その資産から期待されるすべてのサービスを指しているわけではない。あくまで資産を所有している会社が事業の過程で有利に獲得することができるサービスに限るとしている（p. 14）。たとえば、会社がトラックを所有している場合、トラックから生じる可能性があるすべてのサービスが資産になるわけではない。会社の資産になるのは、営業の過程で会社がトラックから得ることができるサービスに限られる。会社の範囲を超えて社会にとって得られる経済的な価値は、会社が営業の過程で獲得できるサービスではない。そのため、そのような社会的な価値は会社の資産にはな

⁹ 他の章でも同様に、「3つのクラスの異なる事象があって、その評価が常にある種の等価関係の状態にあるのか？」それとも「2つのクラスだけが存在しているのか？」という疑問を提起している（p. 47）。

¹⁰ より正確には、資産は「将来の現金によるサービスあるいは現金になることが期待されたサービスであり、…法律上あるいは衡平法上で特定の人あるいは特定の集団に保障された受益者の便益」（p. 22）としている。

らない。なお、この社会にとっての価値（あるいは社会的資本、社会的利益）を対象とするのかどうかという問題は、この後も何度も出てくる。

同様の記述は、会社のバランスシートにおける資産の本質的な属性が、サービスの源泉にあるのではなく、サービスそのものにあることを強調している部分にもみることができる（pp. 15-17）。一般に、経済学者は、サービスによる便益が行きつく先にかかわらず、希少なサービスをもたらす源泉に注目する。そうすると、希少な資源はすべて資産とされることになる。したがって、上述した社会にとって経済的な価値があるものは資産となる。それに対して、会計人の仕事は特定の企業体の領域にある。その企業体において利用できるサービス以外のものについては、会計人は関心がない。それゆえ、会計人は社会的な資本や社会的な利益を要約することには携わることはないとしている。

その一例として、養樹園主が実験的な苗木のなかから優れた品質の桃を開発したケースを取り上げている（p. 16）。優れた品質の桃を開発することによって、養樹園主のみならず、果樹園主、さらには消費者など社会的に大きな便益が得られるであろう。しかし、その養樹園主は、苗木によって可能となる新しくより良いサービスのうち、ほんの一部しか占有することしかできない。養樹園主が得ることができるのは、苗木を市場に出すまでである。苗木を市場に出せば、養樹園主にとっての有利な立場は失われるであろう。新種の開発による社会的便益は大きいであろうが、養樹園主のバランスシートに載ってくるのは、その受益者が手にすることができるサービスだけである。

したがって、会計人の関心は、社会的な便益ではなく、企業の受益者に行きつくサービスであるとする¹¹。

要するに、企業の資産になるのは、その企業が占有している部分だけであり、その占有している部分とは企業の受益者に行きつくサービスである。したがって、受益者に行くサービスではない社会的資本や社会的利益のような項目は、企業の決算書には載らないということになる。

このように、Canningが受益者の側からも資産の認識や測定に影響を及ぼすと指摘している点は注目される。こうした指摘は繰り返してなされている。たとえば、「資産評価の合計額は、特定の項目から生じるサービスを測定した値というだけではなく、受益者に行きつく便益を測定した値である」（p. 48）というように、資産の側からと受益者の側からで二面的にとらえている。また、「資産が等価式の一つの要素とするのであれば、もう一つの要素〔貸方側〕は2つの数値の合計というのではなく、数の上で、その起源、測定方法、金額という点から前者〔借方側〕と同一とされる。唯一の違いは、その金額の見方である」（p. 48）と述べている。ここでも、借方側と貸方側の金額が同一となり、両者は見方の点で異なるとしている。

以上から、Canningは $\text{Assets (将来の期待されたサービス)} = \text{Proprietorship (受益者に行きつく便益)}$ という等式で考えていることがわかる。ここで $\text{Proprietorship (総所有者持分)}$ とは、負債と資本を合わせた金額である。この等式は、Fisherが $\text{Wealth} = \text{Property}$ とみた関係と、表現は異なるものの同じとみてよい。現在でも $\text{資産} = \text{負債} + \text{所有者持分}$ という等式自体は成り立って

¹¹ この例とは逆に、個々の所有者にサービスが割り当てられるが、社会にとってはほとんどサービスが加えられない例として、金の採掘業者があげられている。金を採掘した場合、その業者にとっては大きなサービスとなるが、社会的には何のサービスも加えられない。

いるので、負債と所有者持分を合わせて Proprietorship とすれば、この関係は成り立っているようにもみえる。しかし、現在の概念フレームワークでは、資産は独立に定義されて、受益者の側から制約を受けることはない。したがって、Canning が資産を将来の期待されたサービスと定義しながらも、「受益者に行きつく便益」¹²に限るとした点は現在の定義の仕方とは異なっている。

3-2. 負債と資本の関係

Canning は、バランスシートの借方側と貸方側の関係だけではなく、負債と資本の定義付けについても興味深い指摘を行っている。

一般に、負債は資産のマイナス項目と解されてきた。たとえば、Sprague では、「負債はマイナスの資産」、あるいは「負債は資産を後に減少させるもの」とされている (Sprague [1922] p. 49)。また、Hatfield でも「負債は、評価勘定と同じように、資産から控除する金額である」とされている (Hatfield [1927] p. 221)。このように、「フローの方向が逆という以外には、負債は資産と異なるところはない」(Canning p. 50) と考えられてきた。

こうした見解に対して、Canning は「収益を獲得するという問題は、資金を調達しその果実を分配するという問題とは大きく異なる」ので、資産のグループと負債のグループを同一の集団とみることはできないとしている (p. 51)。たしかに、評価という観点からは、負債は資産とは逆のフローをもたらすのでマイナスの資産とみなすことがあるのかもしれない。しかし、資産が「収益を獲得する」という性格を持つものに対して、負債の側は「資金を調達しその果実を分配する」という性格を持つので、両者は異なる性格を持つことか

ら、同一のグループとして扱うことはできないとしている。

負債は資産のマイナス項目という見解と並んで有力なのが、負債と資本を一括して Liabilities と呼ぶ見解である。ここでは Cole の “ownership claims” や Paton の “equities” といった概念があげられている。これらの概念からは「Liabilities と呼ばれる項目は全体の資産と対立する」とされるが、Canning は実際にはそうではないとしている (p. 52)。負債が企業の資産に対して直接的な請求権を持つのは、負債の返済が滞ったときのような特定の場合だけに限られるからである (p. 52)。したがって、負債と資本を一括りにして資産と対置させることはできないということになる。

これら2つの見解に対して、Canning は負債を「所有者が企業を経営するにあたって生ずるものとして他者に支払わなければならないサービス」と定義している (p. 50)。この定義では、負債を資産に対する請求権とするのではなく、所有者の持分に対する請求権としている点に特徴がある (p. 53)。負債は資産からマイナスするというのではなく、総所有者持分のなかから、所有者が負担しなければならない義務の部分として差し引くと考えている (p. 56)。したがって、貸方側の中心は所有者持分にあつて、負債は所有者が負担しなければならない義務として総所有者持分のなかから差し引かれる。

その結果、Canning は資本を「サービスから得られる便益の受益者としての所有者が持つ権益」(p. 50)として定義している。ここでも便益の受益者である所有者と関連付けて、資本を定義している点が注目される。また「企業の成果に対する直接的な請求権は完全に所有者にある」(p.

¹² 後述するように、ここでいう「受益者」とは、最終的には企業の所有者(株式会社であれば株主)となる。

53) と述べているように、企業の成果は所有者に帰属し、所有者の企業に対する請求権を表すのが所有者の持分とされる。

このように Canning では、バランスシートを $Assets = Proprietorship$ とし、このうち右辺の Proprietorship は、所有者にとっては不利な関係にある請求権 (liabilities) と所有者にとっては有利な関係にある請求権 (net proprietorship) に分けられる。「[負債を] 控除するのは、本質的には資産からではなく、総所有者持分からである」

(p. 53) というのは、上述したように、所有者が負担しなければならない義務を負債とすると、総所有者持分から負債を控除しなければならないことを意味する。その結果、所有者が企業の成果に対して請求できる部分を所有者持分とみなすことができる。したがって、「受益者に行きつく便益」という場合の「受益者」とは、総所有者のうち負債権者を除いた、所有者 (株主) を意味する。将来の期待されたサービスのうち、この所有者に行きつく便益だけが会社の資産となるのである。

3-3. Canning の考え方の特徴と問題点

Canning の考え方の第一の特徴は、資産を「将来の期待されたサービス」として定義しながらも、会計人の関心の対象が特定の企業体の領域にあることから、その資産を受益者 (そのなかでも所有者) に行きつく便益に限定している点にある。

Canning の「将来の期待されたサービス」という定義は、現在の「経済的便益」あるいは「経済的資源」という定義の先駆けといわれてきた。ただし、すべての「経済的便益」ないし「期待されたサービス」がバランスシートの資産として記録されるのではなく、資産として計上するためには

いくつかの制約が課されている。その制約の仕方が現在の支配的な考え方と Canning では異なっている。

現在の資産の定義のなかには、「特定の企業体が支配している」であるとか、「過去の取引及び事象の結果として生じる」といった制約¹³が含まれている。そこでは、資産を定義する際に、「経済的便益」以外の要素としてこれらの制約が課されている。それに対して Canning は、「将来の期待されたサービス」のうち、受益者に行きつくサービスだけを会社の資産としている。ここでは、将来の期待されたサービスであっても、受益者に行きつくサービスでなければ、資産の範囲から除かれることになる。社会的資本のように、企業の受益者に行きつくサービスでない場合は、企業のバランスシートの資産に載ることはなかった

この違いは、バランスシートにおける資本の定義付けにもあらわれている。現在の定義に従えば、資本は資産から負債を控除した単なる差額とされるのに対して、Canning は、資本を「受益者としての所有者が持つ権益」と定義して、資本の定義に資産の範囲を限定する役割を担わせている。現在の資本の定義においても、「残余請求権」という意味が残されているため、Canning の資本と違いはないとみることもできるのかもしれない。しかし、現在の会計基準では、受益者に行きつくサービスだけに資産を限定するという意味で、資本の定義が用いられることはない。この点は現在と Canning で大きな違いがあるところといえよう。

また、I で Botosan の反対意見で述べられていた、経済的な概念に依拠した資本の概念という意味ははっきりとはしなかったが、少なくとも Canning の記述によれば、資産と負債との差額と

¹³ FASB [2020] では、このような制約を削除する提案をしている。

いう意味だけではなく、上述したような資本は受益者に行きつくサービスに対する権益という意味を持つと考えられる。

最近では、企業による環境や社会への影響を会計にも反映させるべきとする意見もみられる。たとえば、会計の専門家は、企業の目的が株主の富の最大化であることを前提に株主の資本にも焦点をあててきたのに対して、これからは企業が社会に必要な不可欠の一部を構成しているという前提のもとで、企業が経済・社会・環境にどのような影響を与えているかを示さなければならないといわれる (King [2016] p. 37; KPMG ジャパン [2019] 61 頁)。こうした見解からは、Canning のいう社会的資本も資産に入ってくる余地がありそうである。しかし、これまでの伝統的な会計の考え方では、会社の範囲を超えるサービスは、会計上の資産としては載せることはできない。環境や社会への影響も考慮すべきであるとする意見に対して、Canning を始めとした伝統的な会計の考え方があるように応えていくかは、今後注目されることである。

Canning の考え方の第二の特徴は、負債を所有者が負担しなければならないサービスとしている点である。現行基準であれば、負債は「経済的便益の犠牲」(SFAC6 para. 35)、または「経済的資源を移転しなければならない現在の義務」(IFRS para. 4.26) とされる。このように負債を定義しているのは、負債が資産の反対概念と考えているからであろう。その点は、Canning の時代における通説と変わらない。それに対して Canning は、資産と負債の性格が異なることから、負債は資産の反対概念であるという説を否定していた。負債は総所有者持分から控除されるという意味で、「所有者が負担しなければならないサービス」としている。貸方側の中心は所有者持分で

あり、利益が支払利息を負担するのと同様に、所有者持分は負債による義務を負担しなければならない。総所有者持分のなかで、所有者が負担しなければならないのが負債ということになる。

Canning のように負債を定義した場合、ストックオプションのような新株予約権は負債に含まれる可能性がある。現在でも Ohlson & Penman のように新株予約権は資本ではなく負債に入れるべきとする見解があるが、そうした見解に対して新株予約権は「経済的便益の犠牲」ではないから、負債とするのには無理があるといわれることがある。しかし、Canning のような負債の定義をとれば、新株予約権は所有者の富を減少させるのだから、それを負債とすることも可能になる。

以上のように Canning の考え方では、バランスシートは $Assets = Proprietorship$ という関係で表される。Assets は「将来の期待されたサービス」と定義される一方で、企業体の領域に限定するために、資産は受益者に行きつくサービスでなければならないとした。その意味で、資産の定義は貸方側の Proprietorship によって制約を受ける。Proprietorship は負債と所有者持分に分けられる。負債は「所有者が負担しなければならないサービス」と定義されているので、Proprietorship から負債を控除した Net Proprietorship (所有者持分) が、真の意味での受益者に行きつくサービスの権益である。したがって、所有者に行きつくサービスでなければ、資産としてバランスシートには載らないということになる。

ただし、このように Canning は、所有者持分を中心に据えて資産や負債の定義を試みようとしている一方で、必ずしも所有者持分が独立に算定できるものとは考えていなかった。本節の冒頭で、 $A - L = E$ という等式について、各項目の定義や金額が独立に定義されるのか、それとも 1 つか

2つが決定された後に、残りが従属的に決定されるのかという問題を提起していたが、この問題に対して「所有者持分は単なる差額という以外に質的な定義はできない」(Canning p. 56)と述べている。その意味では、所有者持分の測定値は資産と負債の測定値から従属的に求められることになる。上述のように所有者持分に一定の役割を与えているものの、測定するときには資産と負債から従属的に導かれるというのは、ややわかりにくいかもしれない。

また、Canningの本が出版されて以降、所有者持分にはさまざまな種類の持分が入ることになり、所有者持分の性格付けが難しくなっていく。多くの種類の株式が発行されたため、単一の普通株式だけを発行している会社を想定して、所有者持分を定義することは困難となった。このとき、所有者持分の性格付けとともに、所有者持分の範囲をどのように定めるかは問題となり、負債と資本の区別は複雑化していくことになる。

4. 利益の意義

4-1. 利益の性格

Canningは「利益は…会計人にとって主要な関心事である」(p. 16)と述べているので、彼が利益を最も重要な概念と考えていることは間違いがない。しかし、彼の著作のなかで利益の性格がはっきりとした形で表されているわけではない。このことは「純利益には質的な特性は存在しない」(p. 126)とするタイトルの節からも読み取ることができる。そこでは「〔純利益は〕同質ではない2つの要約指標の差異の大きさを表している」(p. 126)という。

ここでいう「2つの要約指標」とは収益と費用を指しているのであろう。収益と費用はそれぞれ異なる方法から算定されるので、両者の差異として算定される数値には質的な特性はないとしている¹⁴。

ただし、多くの費用については共通点が存在するとしている。「〔収益から控除される〕項目〔に共通するの〕は、所有者の持分に反対の作用を持つ、あるいは逆の側面を持つ事象が生じたことを意味する」(p. 127)と指摘している。所有者にとって不都合な事象を記録したのが費用というわけである。

それに対して、収益については所有者にとって都合の良い事象を記録しているというわけではない(p. 133)。「好ましい側面は後の期間まで記録されないままとなる」(p. 134)と述べている。たとえば自己創設のれんのように所有者にとって有利な事象であっても、すぐに収益とされるわけではない。したがって、収益については所有者にとって都合の良い事象ということにはならないのであろう。

ここでは、収益と費用はそれぞれ性格が異なるとしながらも、会社を通り抜けた所有者にとって有利か不利かという点から収益と費用をとらえている点が注目される。したがって、現在の多くの基準設定主体のように、資産や負債の増減から収益や費用の定義を導くというやり方とは異なり、所有者の観点から収益と費用をとらえようとしている。

4-2. 利益の測定

利益の測定については、経済学者の代表としてFisherの見解を取り上げて、Fisherの利益概念

¹⁴ さらに収益にあたる gross income は、gross operating income と gross financial income に分けられ、前者は通常の営業活動から得られる利益であるのに対して、後者は出資や貸付などから得られる利益であるため、それぞれ異なる2つの性格を持つとしている(p. 124)。

と会計人の利益概念を比較検討している。

Fisherのなかで「利益は、最も本質的な意味において、サービス、すなわちどのような性格であろうと望ましい事象からなる」(p. 146)とされる。そのうえで、「サービス」を遂行するために必要な手段として具体的に割り当てられた対象物が富(wealth)とされる。また「サービス」を割り当てるための手段が所有権(property)とされ、所有権を通じて「サービス」は受益者(beneficiary)に割り当てられる。このように「サービス」という用語を媒介として、利益・富・所有権の3つの概念を結びつけている。

問題は、これら3つの概念の結びつき方であろう。Canningは、富—利益—受益者のそれぞれの関係を次のように2つに分けて説明している(p. 148)。第一に、富は一連の望ましい事象(利益)と関連して考察される。富というサービスの源泉からサービスという利益が産出されるという関係である。この関係は、資本(ストック)と利益(フロー)の関係に近い。第二に、産出されたサービスは所有権に従って受益者に割り当てられる。このことは、利益と受益者の関係を表している。

こうした利益の分析は、富と利益の観点あるいは利益と受益者の観点のうちどちらの観点からでもできるとしている。Fisherは特に前者の富と利益の観点から利益を分析しているという(p. 151)。この点は、会計人がFisherの利益概念を理解するのに障害となる(p. 161)。このようにFisherが利益と富の観点から分析するのは、3.の3-1.で詳述したように、経済学者としてサービスの源泉に注目するからである。Canningはこのことを経済学者の観点と呼んでいる。

それに対して、会計人はサービスの源泉(富)には無関心で、企業体の利益がどれだけ生じているのか、いつ利益が達成しそうなのかに関心があ

るとする。「ひとつの企業体を超えて行った取引は、…別の異なる企業体のために仕える会計人にとっての主題となる」(p. 163)と述べている。ここから、会計人の関心は企業体の範囲に限定され、企業体を超えた取引を対象とはしないということが読み取れる。Canningはこのような見方を会計人の観点と呼んでいる。

4-3. Canningの利益概念と問題点

以上の記述をもとに、Canningの利益概念の特徴は、以下のように考えられる。第一に、中心となる概念は利益であって、富ではないという点である。現在の会計基準の議論でも同様に、利益は中心的な概念であろうが、少なくとも定義上の利益は資産から負債を控除した資本の増分とされていることから、資産や負債に焦点が当てられることが多い。その結果、1.で取り上げたBotosanの反対意見にみられたように、利益が経済的な概念とかけ離れてしまう場面があった。

Canningは、現在の富に焦点を当てているわけではないことは明らかである。たとえば、「富という概念は…最も複雑で理解が難しい…利益、分配、所有権、交換、生産などの諸概念を富と適切に結びつけて初めて、それ〔=富〕を完全に理解することができる」(p. 175)と述べている。また個人の行動の動機は直接的には利益に関連しており、富とはほんのわずかしか関連していない(p. 176)。したがって、個人の行動と直接結びつく利益が中心の概念であって、富は中心の概念ではないということになる。

第二の特徴として、経済学者の観点と会計人の観点というように、利益をどのような観点からみているかという点があげられる。Fisherのような経済学者は、サービスの源泉から始まり、最終的な消費から生じる意識の流列までたどるとい

(p. 174)。これは、富と利益の関係に重点を置いた分析ということになる。そこでは、サービスの源泉(富)に注目が及ぶことが多いが、利益の最終的な受益者にまで言及されることもある。それに対して、会計人の場合は、企業体に何が流入したかにとどまり、関心が企業体の範囲外に及ぶことはない。会計人は、最終的な利益の目的に目を向けることがほとんどないとされる(p. 177)。すなわち、会計数値が必要とされるのが、企業に関係する人々にとっての生活に影響を及ぼすからであるという事実を会計人は見失うことがあるという。関心が企業体にとどまり、企業の利益が行きつく先にまで関心を向けないということであろう。そのため、Canningは企業の利益と関係する人々の意識の間にギャップがあることに留意することにより、利益の有用性を高めることができるとしている。

企業の利益と企業に関係する人々の意識の間にギャップがあるという指摘は、現在の会計基準でも引き継がれた問題点である。たしかに現在の基準設定主体は投資家の情報提供目的を前面に出しているのだから、このギャップがなくなってきたとみることもできる。しかし、1.の現行基準の定義に対する批判であげられていたように、利益と経済的な概念にズレが生じるのは、資産と負債の定義から導き出される会計の利益と、関係する人々の代表である株主にとって認識される利益の間にズレが生じているからである。Canningは「できる限り受益者にとっての利益に近い」(p. 178)概念を支持しているが、現在の会計基準も所有者にとっての利益という概念から検討する必要がある。

5. おわりに

本稿では、Canningの学説を手がかりに、経済的な概念に依拠した資本・利益の概念と現行基準の資本・利益の違いについて再検討を行ってきた。会計基準設定主体による概念フレームワークでは、資産と負債の定義から資本や利益が導かれる。その一方で、基準設定主体のなかから、そうした資本や利益が経済的な概念とかけ離れてしまっているという批判が出てきている。

そこで本稿では、経済学との接点を初めて打ち出したCanningの考え方を通じて、資本や利益の概念を改めて検討することを試みた。Canningはバランスシートのなかの資産を「将来の期待されたサービス」と定義した。この定義は、現在の基準設定主体でも、表現は異なるものの、「経済的便益」「経済的資源」として引き継がれている。それに対して、Canningは資本を「受益者としての所有者が持つ権益」と定義し、資本の定義から受益者に行きつくサービスのみを資産として制限した。このようにCanningは、資本を資産と負債の単なる差額と定義するだけではなく、受益者(所有者)に行きつくサービスに対する権益として定義し、資産の範囲に限定をかけていた。つまり、どのようなサービスでも会社の資産となるというわけではなく、最終的に所有者に行きつくサービスだけが会社の資産として計上される。それと同時に、Canningの考え方のなかでは、残余請求権に依拠した資本概念というのは、「受益者に行きつくサービスに対する権益」として表されていることになる。

次に利益について、Canningはその定義を明確に示しているわけではないが、Fisherを代表とする経済学者の利益と会計人の利益を比較検討し

た部分から、Canning の利益についての考え方をみてきた。Canning は、中心となる概念は富ではなく、利益であるとした。それは、富がとらえがたい概念であるとともに、個人の行動の直接的な動機は、富ではなく利益に結びついているからである。

また、経済学者と会計人の観点の違いとして、経済学者はサービスの源泉から入って、最終的な消費者にまで目を向けるのに対して、会計人は企業体に何が流入したかでとどまってしまうことが多いとしていた。ここでは、後の時代に行われるような厳密な意味での経済的な所得概念を検討しているわけではない。しかし、現在の議論と関連していえば、基準設定主体は、企業体の持つ富と利益の関係に終始し、利益と受益者の関係をほとんど無視してしまっている点が問題となる。この点が利益が経済的な概念から離れてしまったことの原因のひとつであると考えられる。

引用文献

Beaver, W.H. [2000] “Book Review John B. Canning, Economics of Accountancy: A Critical Analysis of Accounting Theory,” *The Accounting Review*, Vol. 75, No. 4.

- Botosan, C.A. [2019] “Pathway to an Integrated Conceptual Framework for Financial Reporting,” *The Accounting Review*, Vol. 94, No. 4.
- Canning, J.B. [1929] *The Economics of Accountancy: A Critical Analysis of Accounting Theory*, NY: The Ronald Press Company.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985] *Statement of Financial Accounting Concepts No.6 (SFAC 6): Elements of Financial Statements*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2020] *Exposure Draft: Concepts Statement No.8, Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 4: Elements of Financial Statements*.
- Hatfield, H.R. [1927] *Accounting: Its Principles and Problems*, NY: D. Appleton and Company.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 4: The Elements of Financial Statements*.
- King, M. [2016] *Chief Value Officer: Accountants Can Save the Planet*, Greenleaf Publishing Limited (KPMG ジャパン訳『SDGs・ESGを導くCVO』中央経済社, 2019年).
- Sprague, C. E. [1922] *The Philosophy of Accounts 5th ed.*, NY: The Ronald Press Company.
- Zeff S. A. [2000] “John B. Canning: A View of His Academic Career,” *Abacus*, Vol 36, No. 1.
- 斎藤静樹 [2019] 「資本取引における資産と持分」『会計』第 196 巻第 5 号。
- 斎藤静樹 [2020] 「会計測定システムと名目勘定の役割」『会計』第 198 巻第 2 号。